

三重オークション入会手続きについて

<入会必要書類>

- ① JU 三重オートオークション ポス会員登録申込書
 - ② 古物許可証コピー（古物許可証取得1年以上の方）
 - ③ 登記簿謄本（法人会社の場合） 代表者の住民票（個人会社の場合）
 - ④ 連帯保証書（保証人には資産を持った方が必要）
法人の場合・・・会社の印鑑証明を添付
個人の場合・・・代表者の印鑑証明を添付
- 保証人（2名必要）・・・個人の印鑑証明・土地評価証明（評価額記載のもの）
（注）※保証人には、代表者以外の第三者の方とさせていただきます。
- ⑤ JU 三重 ID カード作成申請書
 - ⑥ JU 三重 ID カード申請者の顔写真1枚（カラー免許証サイズ）
 - ⑦ 店舗の写真 5台以上駐車できるスペース及び会社の看板が入った外観の写真
 - ⑧ 取引銀行口座通帳のコピー
※口座番号及び名義の記載ページ
 - ⑨ 車庫証明コピー又は土地契約書コピー
 - ⑩ 入会金 50,000円（税込）
 - ⑪ 反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書
 - ⑫ 損保代理店契約書の写しまたは信販の加盟店契約書の写し
- ※外国籍の方は、有効期限のある外国人登録証明書のコピーを添付して下さい。
また、日常会話程度の日本語が話せる事。
※他県 JUメンバーの方は中商連メンバーカードコピーを添付して下さい。

必要書類が完備ののちに審査を経て、入会金決済を確認した後、会員番号、オークションカード、IDカードを発行致します。

尚、オークションカード並びにIDカードはJU三重オークション会場にてお渡し致します。オークションカードの発行は1社1枚とさせて頂き、IDカードの発行に付きましては原則1社3名までとなります。尚、従業員以外への作成は一切できません。IDカードの管理責任は会員にあるものとし、登録担当者の変更及び退社等があった場合は、速やかにJU三重に返還して下さい。

<カードの紛失再発行>

オークションカード並びにIDカードの紛失に伴う再交付手数料は次の通りです。
再交付手数料 各5,400円（税込）

<取引銀行>

JU 三重オークション取引銀行は、次の通りとします。

第三銀行 津南支店 当座 0201535

口座名義： 三重県中古自動車販売商工組合

（ミエケンチュウコジドウシヤハンバイシヨウコウクミアイ）

連 帯 保 証 書

平成 年 月 日

三重県中古自動車販売商工組合 殿

<契約者>

住 所

会社名

代表者名

実印

私は上記契約者が貴社のpos会員登録に契約されるにあたり、連帯保証人として貴社の規約および諸規定を厳守して会員となることを保証いたします。

万一本人がこれを不履行または会員としてふさわしくない行為と認められたとき、或いは、故意または重大な過失によって貴社に損害をおかけしたときは、本人に責任をとらせると同時に、連帯保証人として本人と連帯して賠償の責を負うことを確約し、その証として本書を差し入れいたします。

(連帯保証人)

現住所

氏名

実印

TEL

生年月日 年 月 日生

契約者との間柄

(連帯保証人)

現住所

氏名

実印

TEL

生年月日 年 月 日生

契約者との間柄

反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

三重県中古自動車販売協会 殿
三重県中古自動車販売商工組合 殿

自宅住所
氏 名

- 1 私は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明、確約します。
(1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団準構成員 (4) 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ (5) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (6) 三重県暴力団排除条例（以下「条例」という。）に規定される公表を受け、その後条例を遵守していないと認められる者 (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するなど条例に定める暴力団関係者 (8) その他暴力団事務所に入出入りするなど (1) から (5) のいずれかに準ずる者
- 2 私は、現在及び将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約します。
(1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係 (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係 (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係 (4) 反社会勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係 (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 私は、自ら又は第三者を利用して次に掲げるいずれの行為も行わないことを表明、確約します。
(1) 脅迫的な言動又は暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を棄損し、又は貴社の業務を妨害する行為 (5) 貴社が管理する施設への来訪者その他滞在する者に対する迷惑行為 (6) その他 (1) から (5) に準ずる行為
- 4 私は、上記のいずれかに反したと認められることが判明した場合又はこの表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合、若しくは契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものとなるものであることが判明した場合は、催告することなく会員資格が停止され又は取消しされても一切異議を申し立てず、また、貴会・組合に対して、違約金、損害補償、損失補償、原状回復、その他名目を問わず一切の請求をしないことを表明、確約します。
資格の停止又は取消しにより損害が生じた場合は、一切私の責任とするとともに、賠償又は補償を行うことを表明、確約します。

以上の全事項について上記のとおり表明・確約[]（します。しません。の別を自書）

平成 年 月 日

署名

印

三重 ID カード作成申請書

会員番号 ()

会社名
代表者名
⑩

申請者名
⑩

免許証コピー添付

顔写真添付
3 c m
2.5 c m

以下の事項にご注意願います。

- ① IDカードの作成は、代表者ご本人及び会場へ来場される従業員の方に限ります。
- ② 代表者を含む2名様迄は、作成料を無料とさせていただきますが3名様目は発行料5,400円(税込み)を頂きます。尚IDカードの発行は1社3名様を上限とさせていただきます。
- ③ IDカード作成後、退職された方のカードは、事務局まで返還して下さい。
- ④ 従業員以外の方の作成が判明致しますと、会員資格を喪失する場合がありますのでご注意ください。